

平成 29 年度 第 2 回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	平成 29 年 6 月 29 日 (木) 10:00~11:00 議員全員協議会室		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然緑地保全区域の指定について (1 件) <諮問事項> ・ 自然緑地保全区域の解除について (2 件) <諮問事項> ・ 専門部会検討結果の報告について (案件名: 粗大ごみ規格の改定について) ・ 海老名環境マネジメントシステムについて 		
出席委員	木下会長、村山副会長、伊藤委員、大貫委員、大矢委員、加藤委員、瀬戸委員、曾我委員、南委員、森島委員、山谷委員 計 11 名		
公開の可否	公開	傍聴者数	0 名
幹 事	副市長 畑 経済環境部長 清田 経済環境部次長 谷澤 都市・経済担当参事 濱田 環境みどり課長 山本 資源対策課長 小川		
事務局・説明者等	環境みどり課環境政策係: 係長 三浦、主任主事 須田、主事 品川 環境保全係: 主任主事 森田 資源対策課 管理係 : 係長 吉沢		
結 果	諮問: 自然緑地保全区域の指定について (1 件) 自然緑地保全区域の解除について (2 件) 結論: 原案のとおり了承 諮問: 粗大ごみ規格の改定について 結論: 原案のとおり了承 (本案件は、第 1 回環境審議会にて諮問したもの。専門部会による検討を経て、今回の審議会にて答申となった。)		

1 開会 (進行：環境みどり課長)

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問

—— 審議会に諮問 ——

事務局：(1) 委員過半数出席により会議成立を報告

(2) 傍聴希望者 なし

5 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

(1) 自然緑地保全区域の指定について (1件) 〈資料1〉 …… 諮問事項

(2) 自然緑地保全区域の解除について (2件) …… 諮問事項

委員： 諮問事項1の指定案件は、土地区画整理促進区域とのことであるが、せっかく自然緑地保全区域に指定しても、すぐに解除されてしまうのではないか。

指定に際し、期間等の条件はあるのか。

環境みどり課： 指定期間は原則5年。(海老名市環境保全条例施行規則による。) 以降は所有者等の同意により、必要に応じて更新できる。ただし、永年的な指定を前提としたものではないため、保持年数は義務付けられていない。しかし、市としても指定してすぐに解除となるのは望ましくないと考えているため、指定時に、最低5年は保持してほしい旨を地権者に伝えている。

今回の案件については、所管課に確認を取ったところ、まだ土地区画整理事業が具体化していないということと、地権者も、緑地保全に対し意欲的であったことから、一定期間保全区域としての保持が見込まれ、指定に値すると判断した。

委員： 諮問事項1の指定案件は、資料写真を見るとかなりの急傾斜地に見えるが、このまましばらく区画整理が行われないとすると、急傾斜地崩壊危険区域に指定される可能性のある土地ではないのか。

可能性があれば、急傾斜地崩壊危険区域に指定され工事が実施される可能性が高いのではないか。

委員： 現地を見たことがあるが、さほど傾斜がきつい土地ではない。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準には満たないと思う。

環境みどり課： 急傾斜地崩壊危険区域の指定の主な基準は、斜面の角度が 30 度以上、高さが 5 m 以上あり、斜面の崩壊により危害が生じる恐れがある建物が一定数以上ある区域である。現時点で、本件の土地は急傾斜地崩壊危険区域に指定されておらず、指定される予定もない。
(所管課確認の後、追って回答)

委員： 諮問 3 件については了承で良いと思う。
あくまで意見として述べたい。今回、2 件の指定解除があり残念であるが、その中で新規指定があることについては喜ばしく思う。指定解除案件の中で大分傾斜の強い区域があるが、ここを宅地にするのは大変そう。開発時は気を付けてほしいと思う。

【 結 果 】 諮問事項 3 件とも、原案どおり了承

(3) 専門部会検討結果の報告について

(案件名：粗大ごみ規格の改定について)〈資料 2〉

※第 1 回環境審議会にて諮問した案件

今回は、専門部会による検討結果を審議会へ報告し、答申を求めるもの

家庭系ごみ専門部会山谷部会長：

(「専門部会における検討の結果、原案どおり異議なし。ただし、市民への周知徹底を、との付帯意見あり」の旨を報告)

委員： 粗大ごみの基準から、重量要件はなくなるということか。
資源対策課： そのとおり。そもそも、重量要件のみで粗大ごみに該当するという事例はほとんど想定されていない。実際にも、そういった事例はほぼなかったため、特に影響はないと思われる。なお金庫は、市で収集できない物に指定されている。

会長： 改定に伴い、剪定枝の扱いも変わるのか。

資源対策課： 剪定枝については変更なし。現在同様、1 本の直径 10cm 以内、長さ 50cm 以下、1 束の直径 25cm 以内であれば、燃やせるごみとして出すことができる。これは、高座清掃施設組合の破砕機の投入口サイズから定めた搬入基準である。安定的に剪定枝を処理するためにも、順守をお願いしたい。

委員： 諮問内容、部会報告内容については賛成である。

なお、今回の改定に伴う効果や今後の施策はどのようなものを見込んでいるのか。

- 資源対策課： 今回の改定により、ごみの減量化を見込んでいる。
当課の試算では、抑止効果による粗大ごみ減量が1割、粗大ごみとして収集した後再生家具として活用できる物が1割として、最終的に粗大ごみを8割に減量できると見込んでいる。
- 委員： 規格改定を市民に周知する際には、ぜひ、その点も説明してほしい。
また、施行後はぜひ集計を取って、実際にどのような効果があったのかを算出してほしい。データの取り方も、重さでの算出が難しければ、個数や件数で行う等研究を。実績を公開することで、市民もより協力してくれるようになると思う。

【 結 果 】 原案どおり了承

(4) 海老名環境マネジメントシステムについて〈資料3〉

- 委員： 製造業事業者の立場からすると、ISO14001等の国際規格の認証は必要不可欠なものである。今回、なぜ市は、ISO14001を返上することにしたのか。他市の状況はどのようなのか。
- 環境みどり課： 海老名市では平成13年度からISO14001の認証を取得しており、その取組と環境配慮意識が組織に浸透したため、ISOの良い点を継承しつつ、次の段階として、市の事務事業、行政評価のサイクルにより適合した市独自の環境マネジメントシステムを構築するに至った。
現在ISO14001は2015年度版への規格改定が行われており、事務事業との一体化が求められているが、認証のスケジュールと市の事務サイクルが合わないことも、このタイミングで移行する理由のひとつである。
なお国際規格として重要視されるISOであるが、当市のような基礎自治体では、残念ながら国際規格を対外的に有効活用できることがほとんどない。
各自治体でもその動きは広まっており、神奈川県内でISO14001を保持しているのは、昨年度の時点では海老名市のみであった。全国的にも、一時は500もの公共団体が認証取得していたが、すでに約9割が返上している状況である。
- 委員： 環境審議会による外部環境評価は、何年ごとに行う想定でいるのか。
- 環境みどり課： 毎年実施する想定でいる。

環境マネジメントシステム全体の流れとしては、まず環境評価対象事業を定め、1年度間で事業を実施、翌年度、振返りとしてその事業に対する評価を実施し、見直しを行う、というものである。

会 長 : それでは、海老名環境マネジメントシステムについては、事務局の提案どおり、専門性の高い委員で専門部会を設置してその中で外部環境評価を実施していくということによろしいか。

また、その場合、構成メンバーを3名で検討しているようであるがその方向によろしいか。

他 委 員 : 異議なし

【 結 果 】 原案どおり了承

(部会設置、部会構成人数については原案どおり了承。部会構成員については、検討の上、後日会長より指名を行う。)

6 その他

委 員 : 前回の審議会で承認を受けて専門部会が設置されたが、家庭系ごみ専門部会メンバーに女性が入っていない。主婦の意見も重要だと思うので、可能であればぜひ女性を追加してほしい。

また、市町村によってごみの分別方法が異なり、転入者は戸惑ってしまう。東京都や横浜市では、プラスチックも燃やせるごみとして回収している。海老名市ではなぜできないのか。分別について、国や他市町村とのすり合わせはしないのか。

資源対策課 : まず、ごみの分別についてであるが、処理施設の有無や各市の資源化方針や手法によって、自治体ごとに分別方法が異なっている。そのため、転入者には転入手続時や回覧等で周知を図っている。

今後の分別方法については、国や他自治体の状況、方針を研究しながら、必要に応じて見直しを図っていく。なお、全国的にごみの減量化が求められている現在、分別を細分化することで、燃やせるごみを減らし資源化を促進していく傾向にあることはご了承ください。

東京都、横浜市がなぜこういった手法をとっているのかについては、後日調べて回答する。

また、家庭系ごみ専門部会メンバーについても、検討させていただく。

環境みどり課 : (FCV 貸出に関する告知)

7 閉会（副会長あいさつ）

— 散 会 —